



◎ 議会報
ならは

令和6年
第205号
9月5日発行

夏空に彩りを添えて
(檜葉町サマーフェスティバル2024)

- 令和6年6月定例会・7月臨時議会……………1～3ページ
- 町政を問う！【いっぱん質問】……………4～7ページ
- 委員会のうごき……………8～9ページ

令和6年6月定例会

スポーツ振興により、さらに元気な檜葉を実現！

令和6年第3回6月定例会は、6月12日から14日までの3日間の会期で行われ、町から提案のあった議案が審議され、可決・承認されました。

サッカーやバスケットボールなどのスポーツを振興することにより、多くの関係人口を今後も創出しながら、住民の健康増進などに努めていく町の姿勢を、議会も後押ししていきます。



令和6年度補正予算

一般会計(第1号)

- 補正額 4億7,020万円増額
- 予算総額 118億3,520万円

◆可決【賛成全員】

工事請負契約等の変更

多機能拠点敷地造成工事

- 契約相手 橋本・ユタカ・ガイアート特定建設工事共同企業体
- 変更前 11億2,200万円
- 変更後 11億8,226万1,300円

◆可決【賛成全員】

専決処分の報告

令和5年度一般会計繰越明許費繰越計算書

- 繰越額合計 4億6,553万2千円

令和5年度一般会計継続費繰越計算書

- 次年度通次繰越額 6億236万円

令和5年度下水道事業会計予算繰越計算書

- 北地区浄化センター電気設備改修事業 1,980万円

専決処分の承認

令和5年度一般会計(第9号)

- 専決日 令和6年3月27日
- 補正額 3,074万5千円減額
- 予算総額 113億4,425万5千円

◆承認【賛成全員】

税条例の一部を改正する条例

- 専決日 令和6年3月31日
- 地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い所要の改正をするため

◆承認【賛成全員】

同意

農業委員会委員の任命

- 氏名 古市 君江
- 猪狩 信康
- 大和田一治
- 猪狩 恵美
- 遠藤 敏則
- 梶原 貞一
- 松本 吉弘
- 大和田 仁

◆可決【賛成全員】

議員発議

町長等、職員及び議員のハラスメント防止に関する条例の制定

- 提出者 松本明平 議員
 - 要旨 町長や議員及び職員は、住民全体の奉仕者として住民福祉の向上に努めなければならない。それには良好な職場環境が維持されなければならない。そのため、役場で勤務する者にハラスメントを予防するための条例の制定
- ◆否決【賛成4／反対6（佐藤議員、坂本議員、岩間議員、鈴木議員、猪狩議員、草野議員）】

皆さんからの請願・陳情

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願

● 請願者 日本労働組合総連合会福島県連合会

双葉地区連合会 議長 近野悟史

● 紹介議員 関本範貞

● 要旨 令和5年春闘の結果、高水準での賃上げにはなったものの、物価上昇には追いつかず実質賃金はマイナスが続いている。物価に負けない賃上げと労務費の適切な転嫁による取引適正化など、福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の早期引き上げを求める。

● 附託 経済福祉常任委員会

● 結果 採択

● 審査意見 最低賃金の引き上げは、労働者の生活改善、所得の向上を図るうえで必要であると判断し、採択とした。

● 措置 令和6年6月14日付け、内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局長に対し、意見書を提出した。

国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情

● 陳情者 福島県教職員組合

中央執行委員長 瀬戸禎子

● 要旨 全国各地に避難する約3、700人の子どもたちの中には、経済的支援を必要とする子どもたちも多く、就学・修学を国庫から支援する、「被災児童生徒就学支援等事業」の継続が必要であり、就学支援に必要な予算確保を行うこと。

● 附託 経済福祉常任委員会

● 結果 採択

● 審査意見 現在も檜葉町のみならず、多くの児童生徒が県内外に避難し、厳しい環境の中就学し、経済的支援を必要としている状況を鑑み、本事業の継続の必要性があると判断し、採択とした。

● 措置 令和6年6月14日付け、復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣に対し、意見書を提出した。

7月臨時議会

会期 令和6年7月12日

令和6年度補正予算

一般会計(第2号)

●補正額 1,086万円増額

●予算総額 118億4,606万円

◆可決【賛成：8／反対：2（坂本議員、宇佐見議員）】



整備が進む多機能拠点

工事請負契約等の締結・変更

役場空調設備改修工事

●契約相手 北関東空調工業株式会社

●契約額 1億5,290万円

◆可決【賛成：9／反対：1（松本議員）】

町道延木戸・袖山川原線道路改築工事（4工区）

●契約相手 草野建設株式会社

●契約額 8,910万円

◆可決【賛成全員】

後沢住宅長寿命化改修工事

●契約相手 合資会社諸橋建設工業

●契約額 1億670万円

◆可決【賛成：9／反対：1（松本議員）】

町道八石・西原線道路改築工事

●契約相手 加藤建設株式会社

●契約額 8,305万円

◆可決【賛成全員】

町道木屋・上ノ岡線道路改築工事（1,2-1工区）

●契約相手 株式会社橋本組

●契約額 9,790万円

◆可決【賛成全員】

多機能拠点防災調節池整備工事

●契約相手 加地和・草野・五大特定建設工事共同企業体

●変更前 6億2,700万円

●変更後 6億5,195万5,700円

◆可決【賛成全員】

はっぴん登壇

3 議員が質問

6月定例会では、3議員が一般質問を行い、町の対応や考え方などを問いました。

その質疑応答の要旨をお知らせします。

1 松本 明平 議員・・・5ページ

○2024年2月に送付された町長と総務課長のハラスメント行為に関する告発文について

2 結城 政重 議員・・・6ページ

○当町の町長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例の制定について

○空き家対策について

4 宇佐見雅夫 議員・・・7ページ

○町内における外国人労働者について

○檜葉の教育を支える取組状況を問う

町政を問う！



2024年2月に送付された町長と総務課長のハラスメント行為に関する告発文について

告発文を読み上げる。2024年2月、関係機関各位。榎葉町長、松本幸英及び総務課長猪狩充弘のハラスメント行為に関する告発。

私たちは、長期にわたり脅迫され、侮辱、名誉棄損、嫌がらせやいじめなどのパワーハラスメントを執拗に受け、精神的苦痛により障害を負い、大切な家族共々精神疾患を発症いたしました。権力の暴走により同じ様な被害に苦しむ方々も数多くおり、この苦しみや悲しみを連鎖させない為、職員を含む町民の生命、身体、財産、その他の利益を守るために、ここにハラスメント行為について、公益通報者保護法に基づき、匿名により告発させていただきます。

被害の時期、2015年から2024年現在まで。ハラスメントの実態。①帰

町しない場合、昇格昇給させない、交通費も出さないと伝わるように話をした。

②気に入らない職員は今すぐ辞める。③子供も榎葉に転校させる。④町のイベントは職員がボランティアで手伝うのが当たり前だ。⑤イベントに来ていない職員はチェックしておけ。⑥岩沢海水浴場のイベントに女の職員を水着で参加させる。⑦（女性職員に対して）おい、でっけえの。⑧家族全員で戻ってこない者は昇格させない。⑨ヤブーのトップニュースになり、これは噂になるだろうと思いつつ、私の考えは間違っていないと強く感じた。確かにパワハラに抵触しているだろう。⑩この発言には称賛している首長がほとんどである。⑪上記発言に基づき脅迫、侮辱、名誉棄損、傷害、嫌がらせ等。⑫上記ハラスメント行為を助長する発言や行動。これらについては、議会など公の場や業務の指示として発言しており、大多数の証人や証拠も存在している他、自らもパワーハラスメント行為を認めています。他にも多数の問題行動や発言がありますが、公益通報者が特定され、報復行為により更なるハラスメント被害を防ぐ目的から、いったんは伏せさせていただきます。

求める対応、①自ら認めているハラス

メントの実行により被害に遭った退職者を含む全職員及びその家族、自らの行動により信頼を裏切った町民の皆様への謝罪を求めます。②自ら認めているハラスメントの実行により条例に反して支払わ

なかった通勤手当損害額の私費による賠償金の支払いを求めます。③本来地域社会の法令遵守や人権尊重、ハラスメントの撲滅など、率先垂範すべき立場にある者が誤った権力の行使により行政を歪め、日本国憲法などの法令に違反し、人権を踏みにじり、それを助長し、さらに嫌がらせやいじめなどのハラスメントを

実行し、または助長する行為は地方公務員としての自覚に欠け、その資質にあらず、各々の進退も含め厳正な処分を求めます。④国家機関、福島県労働組合連合会、職員労働組合、榎葉町職員の不祥事の再発防止に関する第三者委員会、マスコミ各社等の多角的視点によって、榎葉町長松本幸英及び総務課長猪狩充弘のハラスメント行為に関する実態調査を求めます。⑤町長のハラスメントに同調し、助長する職員や支援者も存在することから、弁護士等の組織外部への通報窓口の設置を求めます。

設置を求めます。

問 告発文にあるハラスメントの実態は事実であるのか。

答（町長）当該告発文は公益通報先と

して定められた窓口への通報ではなく、町には直接的には届いていない。また、公益通報者保護法に沿った通報内容には当たらないと認識している。匿名の文書に対して具体的に答えることは控えた

い。

問 公益通報者保護法に当たらないということだが、どう判断したのか。

答（総務課長）役場には通報書が届いていない。よって公益通報には当たらない。

問 おかしい。総務課の係長の方に渡した。届いていると思うが。

答（総務課長）通報者から届いたものではなく、公益通報者保護法には当たらない。

問 町長はパワハラを認めている。辞職してはどうか。

答（総務課長）事務方としては町長の言動はパワーハラスメントに当たらないのではないかと認識している。

問 内部の問題を内部で確認していたら、住民の方から信頼を得られるものではない。第三者委員会を設置して、きちんと事実確認するべきでは。町長にお尋ねする。

答（総務課長）考えていない。



当町の町長等及び職員のパワハラ 防止等に関する条例 の制定について

全国の自治体においては、町長や議員によるパワハラやセクハラ行為がハラスメントと認定され辞職にまで追い込まれたケースもある。当町においては、職員のハラスメント防止等に関する要綱の規定はあるが、条例の制定にまでは至っていない。

問 要綱で定めるハラスメントの定義と種類について。

答 (町長) ハラスメントとは、嫌がらせや人に不快感を与える行為を指し、その種類には、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメント等を定義している。

問 要綱の適用範囲は職員に限定され、町長等は含まれていないか。

答 (町長) 長においても当然、要綱が定めるハラスメント防止等に添うべきであるため、記載までの必要はない。

問 苦情相談窓口としてハラスメント対策委員会が設置されているが、どのような組織なのか。

答 (町長) 相談に係る問題を解決することが困難である場合や、ハラスメントの防止等に関することを審議するため、ハラスメント対策委員会は設置されるもの。

問 今年2月に、公益通報者保護法に基づき、町長と総務課長のハラスメントに関する告発文が送られてきたが、相談窓口には何らかの相談があったのか。

答 (総務課長) 相談はない。

問 町は3月下旬から4月上旬にかけて、アンケートを実施したが、ハラスメントを受けたと回答した件数は。

答 (総務課長) 21件あった。

問 条例に反した通勤費の減額は、いつから始まって、対象者は何人ぐらいなのか。また、減額の総額は。

答 (総務課長) 平成29年4月から通勤手当の限度額制限を行い、29年度は55名、最終年度の令和4年度は30名。減額した総額は約3,200万円。

問 職員の意に反した、通勤費減額は憲法第22条、「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業の選択の自由を有する」に反しており、パワハラなのではないか。

答 (総務課長) パワハラではない。

問 減額の全体が約3,200万円。これはパワハラにより生じたものであり、当然本人に賠償すべきと思うが。

答 (総務課長) パワハラではないため、賠償する考えはない。

問 要綱にとどまらず、職員の利益の保護や良好な職場環境維持のため、町長等も含めた「町長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例」を制定すべきと思うが。

答 (町長) 条例制定は考えていない。

空き家対策について

問 令和2年末で町内には、空家が120件、特定空き家が5件あったが、現在の状況は。

答 (町長) 空き家は63件。特定空き家は7件になった。

問 特定空き家を認定する「特定空き家等認定審査会」の開催状況は。

答 (町長) 令和3年度に1回、令和4年度に2回目を開催している。

問 所有者に対し、適正な管理をするよう指導しているとのことだが、その方法は。

答 (建設課長) 特定空家7件へは、適正な管理と周辺に危険を及ぼさないように対応する指導をしている。

意見 特定空き家周辺では、これまでも防犯上や衛生上、そして景観上等の理由から非常に迷惑を受けているが、この状況がさらに続くとすれば大変だという声も住民から聞かれる。こうした住民の切実な声を取り上げ、安心して暮らせるような環境作りに力を入れていただきたい。

いっぱん質問

町政を問う!

結城 政重 議員



町内における外国人労働者について

少子高齢化に伴い、外国人労働者の雇が増えている。今後20年間で64歳までの生産人口も1,000万人が減少すると言われ、労働力不足による事業の縮小や倒産が散見され、外国人労働者に頼らざるを得ない状況にある。当町においても、企業の従業員確保が課題だと思われる。

問 国の外国人雇用施策の現状は。

答(町長) 専門的、技術的分野の外国人については積極的に受け入れていく必要があるとされている。受入れによる産業構造への影響、環境整備や治安など、幅広い観点からの検討が必須であると示されている。

問 町内における外国人労働者雇用の実態は。

答(町長) 製造業5社、サービス業2社、宿泊業、農業法人、社会福祉法人それぞれ1社で外国人労働者雇用を確認している。

問 雇用人数の把握は。

答(産業創生課長) 製造業5社で124名、サービス業1社で1名、農業法人1社で4名、社会福祉法人1社で7名などで、計143名である。

問 当町に住民票は移しているのか。

答(町民税務課長) 151名が住民登録をしている。

問 外国人に関するトラブル等で町へ相談はあるのか。

答(くらし安全対策課長) ごみの出し方や自転車の乗り方で相談があった。

問 外国人労働者の受け入れについて、町の認識は。

答(町長) 町内でも外国人労働者を雇用する企業が増えている。生産活動を継続する上で、外国人労働者の受け入れは有効な手段の一つと認識している。

問 今後も外国人労働者の増加が想定される。町内の生活を理解し、共生できる対策が必要ではないか。

答(町長) 3年ほど前から、出前講座を行い、直接外国人の皆さんと対話し、町内で生活する上でのルールを理解していただくよう努めてきた。今後も矯正に繋がる取組を継続していく。

問 行政の窓口に関して対策が必要と感じるが。

答(政策企画課長) 町独自の窓口設置も検討すべき時期が来る可能性もある。

が、現段階では人材面等で難しい状況なので、県内には公益財団法人福島県国際交流協会という団体に対策を促している。

榎葉の教育を支える取組状況を問う

町は今年5月に「日本一の教育を目指す榎葉の教育」と題した冊子を全戸配布、町の目指す教育的環境の現状を周知し、町民に教育行政の理解と協力を求めた。

問 冊子には一園、一小学校、一中学校による12年間の一貫した教育ビジョンを共有しているところがあるが、具体的なビジョンとは何か。

答(教育長) 「共に学び合い、未来を切り拓くならはの人づくり」を基本理念に掲げ、地域との協力的な学習やICT教育、英語教育などを充実させながら榎葉ならではの教育を推進している。

問 令和4年度に開設した地域学校協働センターの活動内容は。

答(教育長) 月曜日から木曜日に多様な講師を迎え、伝統文化やサッカー体験、絵手紙などを通じ、地域との関わりを体験することをメインに運営している。

問 小学校内ランチルームが拠点になっている。ここに決まった経緯は。

答(こども課長) 利用者が増え、校内での運営要望があり、子ども達が最も利用しやすい場所として決定された。

問 ランチルームの趣旨が活かされておらず、本来のランチルームとして使用すべきではないか。

答(こども課長) ランチルームとして作ってあるものなので、今後協働センターの場所の検討をしていく。

問 協働センターの活動は、元来各地区の子供会が担っていた。子供会の現状は。

答(生涯まなび課長) 震災前に12団体あったが、現在は2団体が活動している。

問 学校給食は子ども達を支える大切な要素である。どのような食材が提供されているのか。

答(教育長) 榎葉産米やサツマイモ、ユズなど榎葉産の四季に合わせた食材を提供している。

問 学校給食メニューを模範会社Nalysが開発すると面白いと思うが。

答(こども課長) 模範会社や中学生の家庭科授業でもメニュー開発はできると思われる。関係機関と協力していく。

問 給食づくりの体制はどのようになっているか。

答(こども課長) 振興公社と契約し小中学校給食を5名の調理員が作っている。

問 小学校児童数は平成29年の学校再開から倍の134名になっている。調理員数は適正なのか。

答(こども課長) 増員が必要であれば対処していく。

防災関連物資等の備蓄状況について

近年、国内における災害が激甚化・頻発化しており、昨年には福島県で初めての“線状降水帯”が観測されるなど、当地域においてもいつ災害が発生してもおかしくない状況が続いている。大規模な災害が発生、避難を余儀なくされれば、町民への公的な防災物資の共有が必須となることから、現在の状況を改めて調査した。

1 備蓄状況

①食料、飲料水等
5,000人分を計画的に備蓄している。

- ・主食(アルファ米、フリーズドライごはんなど)
：約5,000食
- ・副食(レトルト、缶詰など)

- ：約2,500食
- ・飲料水
：約1,000ℓ

②生活・衛生関連

- ・ベッド(段ボール製、折りたたみ)
：約300床
- ・パーティション(段ボール製、ビニール製)
：約300台
- ・マットレス
：約250個
- ・毛布
：約650枚
- ・おむつ(こども用+大人用)
：1,680枚

③資機材関連

- ・発電機：6基
 - ・投光機：5基
 - ・ランタン：160個
 - ・石油ストーブ：4台
- など

2 保管場所

町内の公共施設等を利用し保管している。

- ①防災倉庫(役場前)
- ：水防資機材
- ②公民館
- ：食料等
- ③中学校寄宿舎
- ：水、毛布等

※その他、多数の公共施設で各種備蓄等の保管をしている。

3 備蓄に関する方針

総合的な備蓄体制は、①行政備蓄、②流通備蓄、③住民備蓄、④企業備蓄、⑤救援物資からなり、①④の合計で概ね3日分の備蓄となるようにしている。

4 今後の予定

現在町では、リスク分散の

5 まとめ

観点から南北地区それぞれに防災倉庫の建築を予定している。また、大規模災害時に備え、トイレなどの生活用水の確保に向け、災害時協力井戸の把握に努めている。

現在の備蓄の状況及び今後の計画について理解を深めた。

災害は待ったなしで訪れるが、過大な備蓄は予算面からも避けなければならない。今後も過大とならないよう適正な確保を図りたい。また、資機材については有事の際、正常な運転が可能となるよう定期的な点検を行うなど、あらゆる面からも“防災に強いまち”の実現に向け、日々の業務に努めて欲しい旨、要望を行った。

新産業エリアの今後の計画について

東日本大震災の際に甚大な被害を受け、その後は除染廃棄物処理の重要な拠点となった波倉地区は、除染事業の完了とともに、事業地は所有者に返地される予定であった。地区住民などによる懇談会でも跡地利用について活発な意見が出され、新たな産業団地としての利用が予定されている波倉地区の今後を調査した。

1 波倉地区産業団地整備

- ・波倉地区は震災後、災害廃棄物の仮設焼却施設やセメント固型化施設を受け入れ、福島県全体の復興に貢献してきた。
- ・平成27年に改定した「楢葉

町波倉地区復興計画」において特定廃棄物等関連施設や仮置場などの運用が終了した後は、新産業創出ゾーンにすることになっている。

- ・令和元年の懇談会においても、農地への復旧ではなく産業団地整備で合意が図られている。

2 誘致企業等について

- ・産業団地誘致事業は、原子力発電所に近接した地域であることから、原子力発電に代わる新しいエネルギーを生み出す地域となるよう、新しい産業の関連事業者を誘致する。
- ・新たな産業の事業者のみではなく、製造業の誘致も検

討。
・魅力的な雇用の場をつくり、楢葉町の復興、住民の帰還や移住定住の促進を目指す。

3 整備候補地

対象面積は、産業団地ほか道路や水路を整備するため、約12・37haとなる。

4 事業工程

現在の施設が令和6年度中に解体撤去となる。町では、令和5年度から基礎調査や用地交渉等を行い、令和8年度中に団地造成の完了を目指している。

5 まとめ

波倉地区の現状や今後の方針を理解した。

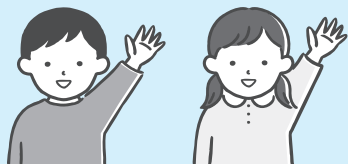
新たな産業団地の造成により、新たな雇用や移住が見込める点についても一定の理解をするが、町内の既設工業団地でもまだ空き区画があるため、これらを先行してPRを実施すべきである。
誘致する企業についても、広い視野を持ちながら慎重な判断をし、「復興のシンボル」として機能していくような誘致を行うよう要請した。

子ども議会開催

6月20日に令和6年度子ども議会が開催されました。

14人の子ども議員たちは、事前に町のことを調べあげ考えた一般質問を緊張する議場で堂々と町長へぶつけました。

町をさらに良くしたいと考えられた質問では、大人では思いつかない町づくりに関するアイデアも見られ、それらを参考に、よりよい町づくりを議会でも町と一緒にやって行きます。



子ども議長の進行により議会が進められます



子ども議員と関係者との記念写真

議会の足跡 令和6年6月～令和6年9月

日付	令和6年 6月
12-14	第3回6月檜葉町議会定例会（議場）
17	双葉地方町村議会議長会要望活動（東京都）
20	子ども議会（議場） 福島県市町村対抗軟式野球大会・福島県市町村対抗ソフトボール大会・市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会檜葉町実行委員会・組織委員会（大会議室）
26-28	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会視察研修（山形県・新潟県）（ふるさと納税の取り組み状況・内水面漁業の現状）
日付	令和6年 7月
1	壱岐焼酎で乾杯（ならばCANvas）
3	岩沢海水浴場安全祈願祭（岩沢海水浴場）
4	壱岐市長来庁（町長室） 全国原子力発電所立地議会サミット実行委員会（web会議）
6	双葉郡スポーツ交流大会（大熊町） サステなmeeting（檜葉町コミュニティセンター）
9	議会運営委員会（委員会室）
12	第4回7月檜葉町議会臨時会（議場）

16	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会（大会議室）（除染仮置場返地後の水稻生育状況） 双葉地方町村議会議長会議（富岡町）
18	全国原子力発電所立地市町村議会議長会総会（東京都）
27	サマーフェスティバル2024（天神岬スポーツ公園）
日付	令和6年 8月
1	双葉地方広域市町村圏組合議会全員協議会（富岡町）
3	木戸川鮎まつり（木戸川漁業協同組合周辺）
6	双葉地方町村議会議長会要望活動（福島市）
15	町内野球大会「絆」 盆野球大会（NARAHASTADIUM）
20	町村議会正副議長・事務局長研修会（福島市）
21	双葉地方広域市町村圏組合議会総務常任委員会（富岡町）
22	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会（大会議室）（議会議員の政治倫理規定等の整備）
25	福島第一廃炉国際フォーラム（川内村）
28	復興副大臣との意見交換会（福島市）
30	双葉地方広域市町村圏組合議会定例会（富岡町）
日付	令和6年 9月
1	福島県芸術祭開幕式典・開幕行事（富岡町）

令和6年9月定例会は、令和6年 **9月10日(火)** から開会予定です。

※開会日は変更となる場合があります。

●場所

檜葉町役場3階 議場

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが5類になったことに伴い、議場内でのマスク着用は自由となりました。

なお、席には限りがあります。予めご了承ください。

◆傍聴の際守っていただくこと◆

- ①携帯の電源を切るか、マナーモードに設定をしてください。
また、通話や撮影、録音は行わないでください。
- ②傍聴席では静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
 - ・議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - ・談論し、報歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
 - ・飲食又は喫煙をしないこと。
 - ・みだりに席を離れないこと。
 - ・不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - ・その他議場の秩序を乱し、または議場の妨害となるような行為をしないこと。

自治功労賞を受賞

6月3日に開催された、福島県町村議会議長会定期総会において、青木基議長が議長として10年以上並びに議員として11年以上、草野公雄議員が議員として11年以上にわたる町村議会議員としての活動が地方自治の振興・発展に寄与したことが認められ、自治功労者として表彰されました。



青木基議長



草野公雄議員



**配信
やっています!**

檜葉町議会では、年に4回行われる定例会をWEB配信しています。ご自身のスマートフォンなどでご覧いただけますので、右のQRコードか下のURLにアクセスしてご覧ください。

https://live.kuroko.cloud/external/index/index/live_id/naraha-gikai/

